○特許庁告示第四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月一日　特許庁長官　宗像　直子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　二十二万千七百円 二　［略］	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　二十三万四千円 二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第二百六十四号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

平成三十一年三月一日　国土交通大臣　石井　啓一

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平31第4001号	鉄道事業における旅客運賃（加算運賃）の上限設定の認可	相模鉄道株式会社	相鉄・JR直通線（西谷・羽沢横浜国大間）の開業に伴う旅客運賃（加算運賃）の設定 相鉄・JR直通線内の西谷から羽沢横浜国大までの区間を乗車する場合及び同区間と他の区間とにまたがって乗車する場合は、次の金額を加算する。 普通旅客運賃（1ヶ月）　30円 通勤定期旅客運賃（1ヶ月）　1,140円 通学定期旅客運賃（1ヶ月）　430円

○国土交通省告示第二百六十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
浜松市北区引佐町東黒田字油田二〇八番六から同市北区引佐町東黒田字入江一九七番二まで	前	最大　一、一四一（メートル） 最小　七五五	二二六（メートル）
	後	最大　一、一四一 最小　七五五	

○国土交通省告示第二百六十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
第二東海自動車道横浜名古屋線	浜松市北区引佐町東黒田字油田二〇八番六から同市北区引佐町東黒田字入江一八四番三まで	平成三十一年三月二日十六時

○国土交通省告示第二百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成三十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十一年三月一日　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

赤谷川（三）

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県朝倉市杷木松末

字中山	九番	一号
	二七番一	二号
	二五番	三号
	三一番四	四号
	三〇番	五号から七号まで
	三九番	八号
	四四番	九号
	四六番	十号
	四五番二	十一号
	三七番	十二号から十六号まで
	一一一番	十七号、十九号及び二十号
	一一二番	十八号
	一〇一番	二十一号
	一〇七番二	二十二号及び二十三号
	九一番	二十四号
	九七番	二十五号
	一二一番	二十六号
	一二三番	二十七号
	一二七番	二十八号から三十四号まで

○国土交通省告示第二百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成三十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十一年三月一日　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

獺ノ口右中谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県朝倉市杷木星丸

字獺ノ口	一〇四五番	一号、九号から十五号まで
	一〇四〇番一	二号から四号まで
	一〇四四番一	五号から八号まで